北秋田市大太鼓の館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市条例第20号

北秋田市大太鼓の館条例の一部を改正する条例

北秋田市大太鼓の館条例（平成17年北秋田市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第４条を削る。

第５条第２項を削り、同条を第４条とする。

第６条第２項を削り、同条を第５条とする。

第７条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第１項中「使用しようとする者」を「利用しようとする者」に改め、同条第２項中「その使用」を「その利用」に改め、同項第１号中「善良な風俗」を「善良の風俗」に改め、同条に次の１項を加える。

３　市長は、第１項の許可をするに当たって、館の管理上必要な条件を付することができる。

第７条を第６条とする。

第８条の見出しを「（利用の許可の取消し等）」に改め、同条第１項中「又は取り消し、若しくは使用の中止」を「若しくは取り消し、又は利用の中止」に改め、同項第１号を削り、同項第２号中「使用者」を「館を利用する者」に、「又はこの条例に基づく規則若しくは」を「若しくはこの条例に基づく規則又は」に改め、同号を同項第１号とし、同項第３号中「使用者」を「館を利用する者」に改め、同号を同項第２号とし、同項中第４号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第２項を削り、同条を第７条とする。

第９条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第１項中「館を使用しようとする者は、市長に」を「第６条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める」に、「前納し」を「納付し」に改め、同項ただし書を削り、同条第２項を次のように改める。

２　前項の使用料は、館の施設の利用を許可するときに徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

第９条第３項を削り、同条を第８条とする。

第10条第２項を削り、同条を第９条とする。

第11条を削る。

第12条ただし書中「使用者」を「利用者」に、「使用できない」を「利用できない」に改め、「認めるとき」の次に「その他特に必要があると認めるとき」を加え、同条を第10条とする。

第13条の見出し中「権利譲渡等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「館の使用の権利を他人に譲渡し、又は」を「許可を受けた目的以外に館の施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは」に改め、同条に次の２項を加える。

２　利用者は、館の施設の原状を変更し、又は特別の設備を設けて、これを利用してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

３　前項ただし書に規定する場合における変更及び特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。

第13条を第11条とする。

第14条の見出しを「（原状回復の義務）」に改め、同条中「使用者は、その使用」を「利用者は、その利用」に、「第８条第１項」を「第７条」に、「使用の中止」を「利用の中止」に、「その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復し」を「直ちに自己の負担で施設及び設備（前条第２項本文の特別の設備を含む。）を原状に回復して、市長の検査を受け」に改め、同条を第12条とする。

第15条の見出しを「（損害賠償の義務）」に改め、同条中「使用者は、」を削り、「滅失したとき」を「滅失した者」に、「それによって生じた」を「速やかにその」に改め、同条を第13条とする。

第18条中「この条例に定めるもののほか、」を削り、「市長が」を「市長が別に」に改め、同条を第22条とし、第17条を第21条とし、同条の前に次の３条を加える。

（利用料金の収受）

第18条　市長は、地方自治法第244条の２第８項の規定により、館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

３　利用料金は、館の施設の利用を許可するときに徴収する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

（利用料金の減免）

第19条　指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第20条　既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、利用者の責めによらない理由により館の施設を利用できないと認めるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第16条中「は、次に掲げる業務を行うもの」を「が行う業務は、次のとおり」に改め、第17条各号を次のように改める。

（１）　館の企画運営に関する業務

（２）　館の施設及び設備の維持管理に関する業務

（３）　館の利用の許可に関する業務

（４）　館の財務に関する業務

（５）　第３条各号に掲げる事業のうち、市長が別に定めるものの実施に関する業務

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第16条に次の３項を加える。

２　第15条第１項の規定により館の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者は、特に必要と認めるときは、第５条及び第６条の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは随時に休館日を設け、又は開館時間を変更することができる。

３　第15条第１項の規定により館の管理を指定管理者に行わせる場合における第６条及び第７条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

４　指定管理者及び指定管理者が行う業務に従事する者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指

定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。

第16条を第17条とし、同条の前に次の３条を加える。

（入場の拒否等）

第14条　市長は、入場者が第６条第２項各号のいずれかに該当するときは、当該入場者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

（指定管理者による管理）

第15条　館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

２　市長は、指定管理者を北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年北秋田市条例第305号）第６条の規定により指定しなければならない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第16条　指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則及び別に定める協定の基準に従い、館を適正に管理しなければならない。

別表中「第９条関係」を「第８条、第18条関係」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（資料）北秋田市大太鼓の館条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前
	（指定管理者による管理及び運営） 第４条　市長は、館の管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。 ２　前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第７条、第８条、第９条第１項、第12条及び第14条中「市長」を「指定管理者」に読み替え、本則（第９条第２項及び第10条第１項を除く。）中「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に読み替えるものとする。
（休館日） 第４条　（略）	（休館日） 第５条　（略） ２　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
（開館時間） 第５条　（略）	（開館時間） 第６条　（略） ２　指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を変更することができる。
（利用の許可） 第６条　館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 （１）　公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （２）・（３）　（略）	（使用の許可） 第７条　館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 （１）　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （２）・（３）　（略）

改正後	改正前
3　市長は、第１項の許可をするに当たって、館の管理上必要な条件を付することができる。	
（利用の許可の取消し等） 第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。	（使用の制限） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。
（１）　館を利用する者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。	（１）　館を使用する者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
（２）　館を利用する者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。	（２）　使用者　　がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
（３）　（略）	（３）　使用者　　が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
（４）　（略）	（４）　（略）
（５）　（略）	（５）　（略）
	（６）　（略）
	２　前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第６号に該当する場合は、この限りでない。
（使用料） 第８条　第６条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。	（使用料の納付） 第９条　館を使用しようとする者は、市長に　　使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。
２　前項の使用料は、館の施設の利用を許可するときに徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。	２　使用料は、別表のとおりとする。
	３　指定管理者は、市長の承認を得て前項に定める額の範囲内で利用料金を定めることができる。
（使用料の減免）	（使用料の減免）

改正後	改正前
第９条　（略）	第10条　（略）
	２　指定管理者が利用料金の減免を行う場合は、あらかじめ市長の定める基準により行うものとする。
	（利用料金の収受）
	第11条　市長は、指定管理者に館の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
（使用料の不還付）	（使用料の不還付）
第10条　既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者の責めに帰さない理由により館を利用できないと認めるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。	第12条　既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者の責めに帰さない理由により館を使用できないと認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（目的外利用等の禁止）	（権利譲渡等　の禁止）
第11条　利用者は、許可を受けた目的以外に館の施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。	第13条　使用者は、館の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
２　利用者は、館の施設の原状を変更し、又は特別の設備を設けて、これを利用してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。	
３　前項ただし書に規定する場合における変更及び特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。	
（原状回復の義務）	（原状回復義務）
第12条　利用者は、その利用が終わったとき、又は第７条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに自己の負担で施設及び設備（前条第２項本文の特別の設備を含む。）を原状に回復して、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。	第14条　使用者は、その使用が終わったとき、又は第８条第１項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

改正後	改正前
（損害賠償の義務） 第13条　故意又は過失により館の施設又は設備を損壊し、又は滅失した者は、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。	（損害賠償義務） 第15条　使用者は、故意又は過失により館の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
（入場の拒否等） 第14条　市長は、入場者が第６条第２項各号のいずれかに該当するときは、当該入場者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。	
（指定管理者による管理） 第15条　館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。 ２　市長は、指定管理者を北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年北秋田市条例第305号）第６条の規定により指定しなければならない。	
（指定管理者が行う管理の基準） 第16条　指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則及び別に定める協定の基準に従い、館を適正に管理しなければならない。	
（指定管理者が行う業務） 第17条　指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 （１）　館の企画運営に関する業務 （２）　館の施設及び設備の維持管理に関する業務 （３）　館の利用の許可に関する業務 （４）　館の財務に関する業務 （５）　第３条各号に掲げる事業のうち、市長が別に定めるものの実施に関する業務 （６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	（指定管理者が行う業務） 第16条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　館の利用の許可に関する業務 （２）　館の施設及び設備の維持管理に関する業務 （３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

改正後	改正前
２　第15条第１項の規定により館の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者は、特に必要と認めるときは、第５条及び第６条の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは随時に休館日を設け、又は開館時間を変更することができる。 ３　第15条第１項の規定により館の管理を指定管理者に行わせる場合における第６条及び第７条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。 ４　指定管理者及び指定管理者が行う業務に従事する者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても、同様とする。 （利用料金の収受） 第18条　市長は、地方自治法第244条の２第８項の規定により、館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 ２　前項の利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。 ３　利用料金は、館の施設の利用を許可するときに徴収する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。 （利用料金の減免） 第19条　指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 （利用料金の不還付） 第20条　既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、	

改正後	改正前
利用者の責めによらない理由により館の施設を利用できないと認めるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （館運営協議会） 第21条　（略） （委任） 第22条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 別表（第８条、第18条関係） （略）	（館運営協議会） 第17条　（略） （委任） 第18条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 別表（第９条関係） （略）